

女性活躍推進法に基づく情報公表について

公表日：令和7年7月23日

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1)役員に占める女性の割合

40.0%

(2)男女の賃金の差異

	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
全労働者	75.3%
常勤職員	84.1%
非常勤（日々雇用・時間雇用等）	85.8%

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃 金：基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

常勤職員：任期の定めのない常勤職員

非常勤職員：任期の定めのある日々雇用職員、時間雇用職員など。派遣職員を除く。

※なお、時間雇用職員については、常勤職員の所定労働時間（7.75時間/日）をもとに
人員数の換算を行っている。

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

(1)男女別の育児休業取得率

	男性	女性
全労働者	83.3%	100.0%
常勤職員	83.3%	100.0%
非常勤（日々雇用・時間雇用等）	0.0%	100.0%